

## 第423回山口地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和2年8月31日（月） 午後1時57分～

2 場 所 県土連ビル5階 大会議室

3 出席者

公益代表委員	井 川 志 郎 委 員
	井 出 泰 成 委 員
	通 山 和 史 委 員
	濱 島 清 史 委 員

労働者代表委員	富 田 博 之 委 員
	長 川 順 一 委 員
	藤 井 昭 子 委 員
	藤 田 英 二 委 員
	山 本 章 宏 委 員

使用者代表委員	奥 田 宏 委 員
	国 重 敦 生 委 員
	坂 本 竜 生 委 員
	中 村 眞 佐 子 委 員
	西 田 隆 男 委 員

事 務 局

労働局長	村 井 完 也
労働基準部長	木 下 麻 子
賃金室長	藤 村 恵
賃金指導官	犬 山 重 明
監察監督官	有 田 臣

4 議 題

- (1) 山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について
- (2) 山口県最低賃金専門部会の廃止について
- (3) 山口県特定最低賃金専門部会に係る最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
- (4) 山口県特定最低賃金専門部会の廃止手続きについて
- (5) その他

### ○賃金指導官

会議を開催する前に、本日の傍聴人の人数をお知らせいたします。  
本日は13名の方が傍聴人としてお越しいただいております。  
それでは、傍聴人の方をご案内いたします。

### ○会長

ただいまから第423回山口地方最低賃金審議会を開催いたします。  
事務局から定足数と傍聴者数について報告してください。

### ○賃金指導官

本日は、公益代表委員の田中委員がご欠席です。したがって、本日の審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。  
なお、本日の審議会は、山口地方最低賃金審議会運営規定第6条により公開としており、傍聴の希望者が13名であることをご報告いたします。

### ○会長

傍聴の方へのお願いです。お手元に配付されている審議会傍聴に当たっての遵守事項を守っていただくよう、よろしくお願いいたします。  
本日の署名委員は、労働者側を代表して長川委員、使用者側を代表して国重委員にお願いいたします。  
それでは、議事に移ります。  
議題1、山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出についてです。  
事務局から説明をお願いします。

### ○賃金室長

令和2年8月11日付で答申をいただきました山口県最低賃金の改正決定につきまして、異議申出の公示を行いましたところ、山口赤十字病院労働組合外16団体から山口県最低賃金の改正決定の答申を不服とする異議申出がされておりますので、最初に審議会からの意見を求める諮問をいたします。  
なお、異議申出の内容につきましては、後程説明をさせていただきます。

### ○会長

事務局は諮問文を読み上げてください。

### ○賃金指導官

それでは、読み上げます。

山口労収基0831第1号、令和2年8月31日、山口地方最低賃金審議会会長、井出泰成殿、山口労働局長、村井完也。

山口地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、令和2年8月18日付をもって山口赤十字病院労働組合執行委員長出合仁美、同年8月20日付をもって全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合執行委員長藤裕明、同年8月25日付をもって山口県教職員組合執行委員長富永謙一、同年8月26日付をもって山口県教職員組合防府支部支部長吉末功、コープやまぐち労働組合執行委員長長谷川素子、生協関連一般労働組合中四国執行委員長西崎直人、山口県医療労働組合連合会委員長萩原秀樹、山口県高等学校教員組合執行委員長高見英夫、山口県自治体労働組合連合執行委員長中野敏彦、山口県労働組合総連合議長中野敏彦、山口県労働組合総連合非正規部会部会長平島真木子、ユニオン山口委員長高根孝昭、防府地域労働組合総連合議長高津忠之、山口地域労働組合総連合議長出合仁美、柳井地域労連議長田中正明、防府市職員労働組合執行委員長三沢孝之、周南地域労働組合総連合議長岡正浩、化学一般宇部興産労働組合代表松富豊代理人弁護士松田弘子から、最低賃金法第12条による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

#### 【諮問文（写）を各委員に配付】

##### ○会長

ただいま異議申出についての諮問をお受けいたしました。

異議申出の内容について事務局から説明をお願いします。

##### ○賃金室長

提出をいただきました異議申出書につきましては、本日の資料として添付をしております。改めてご確認をお願いします。

資料No.1は、山口赤十字病院労働組合、資料No.2、全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合から提出されたものです。

資料No.3は、山口県教職員組合から提出されたものでございます。

資料No.4は、山口県教職員組合防府支部から提出されたものでございます。

資料No.5は、コープやまぐち労働組合から提出されたものでございます。

資料No.6は、生協関連一般労働組合中四国から提出されたものでございます。

資料No.7は、山口県医療労働組合連合会から提出されたもの、資料でございます。

資料No.8は、山口県高等学校教員組合から提出されたもの、資料でございます。

資料No.9は、山口県自治体労働組合連合から提出されたものでございます。

資料No.10は、山口県労働組合総連合、非正規部会から提出されたものでございます。

資料No.11は、ユニオン山口から提出されたものでございます。

資料No.12は、防府地域労働組合総連合から提出されたものでございます。

資料No.13は、山口地域労働組合総連合から提出されたものでございます。

資料No.14は、柳井地域労連から提出されたものでございます。

資料No.15は、防府市職員労働組合から提出されたものでございます。

資料No.16は、周南地域労働組合総連合から提出されたものでございます。

最後に資料No.17は、化学一般宇部興産労働組合代表松富豊代理人弁護士松田弘子から提出されたものでございます。

これらの申出につきましては、あらかじめ各委員にお配りしているところでございますが、異議の申出の内容、要旨について、共通して言えます内容について説明をさせていただきます。

異議申出に共通しています内容は、山口地方最低賃金審議会から答申がされました今年度の山口県最低賃金の現行どおりにつきまして、余りにも金額が低く過ぎること。答申に対して強く抗議するものであること。

金額につきましては、時給1,500円、最低でも時給1,000円以上を求める内容となっております。

その他にも審議会、専門部会の公開、それから全国一律最低賃金制度の導入が異議申出に挙げられております。

以上でございます。

#### ○会長

まず、異議申出の内容にありました審議会、専門部会の公開に関しては、審議会の決定事項であり、本年度も審議を行った上で、率直な意見交換が損なわれるとして、金額審議に関するものは非公開としたところ です。

次年度以降につきましても、その都度、審議を行った上で、公開、非公開について決定していくことに変わりはありません。

公開、非公開とした場合の議事録等の取扱いについて事務局から説明をお願いします。

#### ○賃金室長

審議会、専門部会の公開、非公開に関わらず、議事録は作成することとなっておりますが、非公開の審議会の議事録と資料は非公開の取扱いとしておりまして、これを閲覧する場合は情報公開の請求手続をしていただくこととなります。窓口は、当局の総務課ということになります。

なお、議事録を非公開とする場合は、議事要旨を作成いたしまして、これを公開することとしておりますので、議事要旨につきましては、情報公開の請求手続を経ることなく閲覧は可能でございます。あらかじめ、当局の賃金室に問い合わせいただければ、いつでも閲覧ができるようになっております。

なお、今年度からは、公開可能なものにつきましては、当局のホームページに掲載することとしております。

以上でございます。

#### ○会長

ただいま事務局から議事録の開示に係る手続と議事要旨の閲覧に関する説明がありました。これについて何かご意見はありますか。

(労使各側声なし)

○会長

それでは、事務局につきましては、引き続き議事要旨の作成、閲覧等について対応方よろしくお願ひします。

次に、全国一律最低賃金制度に係る意見もありました。全国一律最低賃金制度については法制度に関することであり、当審議会として対応できる事項ではありません。よって、事務局から本省へ伝えていただくこととしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長

事務局、いかがでしょうか。

○賃金室長

この全国一律最低賃金制度につきましては、事務局のから本省のほうへお伝えしてまいります。

○会長

それでは、山口県最低賃金に関わる異議申出の部分について、労使各側の委員の意見を伺いたいと思います。

労働者側、いかがでしょうか。

○藤田委員

まず、今回の金額改正の審議について若干触れてみたいというふうに思います。

金額審議に際しましては、例年になく長時間にわたり議論を重ねてきました。具体的には数日です。いつもよりも長くやってきたというところではありますが、その中で労働者側、使用者側の主張に隔たりがまとまらず、公益見解が示されたところでもあります。

労働者側としては、現在の山口県の最低賃金の水準、これが、労働者が最低限の生活を営むことができる水準には到底到達していないという認識のもと、引上げに向けて主張をしてきたところでもあります。

新型コロナウイルス感染症拡大により、日本経済、そして山口県経済に大きな影響を及ぼしたこと、このことは認識をしておりますけれども、雇用最優先として現行どおりとした今回の審議結果については、全く納得が行っていない状況にあります。

前回の審議会でも述べましたけれども、まず全国的に山口県だけがコロナウイルスの影響を受けているわけではなく全国同様の状況にあること。

2点目に、コロナ禍を県民全体で乗り越えなければならない時に、最低賃金近傍で働く方々、エッセンシャルワーカーの方々に対するメッセージとして現行どおりで本当によいのかということ。

3点目に、全国47都道府県中40県が有額の結審であること。

4点目に、地域間格差の是正の方向を考慮するとした昨年の公益見解があるにも関わらず他県と格差が広がったこと。こうしたことから納得がいかないところであります。

本日、異議申立が多く提出されたところでありまして、労働者側としては改めて現行どおりではなく、引上げをしていただきたいという意見を申し添えておきたいと思っております。

以上です。

#### ○会長

使用者側委員、お願いします。

#### ○坂本委員

今年度の最低賃金の審議に当たりましては、新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う中央最低賃金審議会の雇用の維持を最優先に現行水準を維持するという公益委員の見解に沿いまして、山口県の経済、雇用の実態を見極めた議論がなされたというように思っております。その結果が現行どおりということで決議されたものと承知しております。

これに対し、多くの労働者側の団体の皆様から生計費の向上あるいは地域間格差の是正と、あるいはさまざまな観点からのご異議申出がございました。

我々使用者側委員としましても、賃上げによる経済成長を目指した近年の最低賃金の引上げ、あるいは地域間格差の是正が重要な政策課題であるということは理解しておりまして、現行どおりとすることに異議を申し出られた方のお考えは平時におきましては理解できることでもございます。ただし、今現在、新型コロナウイルス感染症の影響で100年に一度の経済的な危機と言われておる中、本県経済も非常に厳しい状況にあります。また、雇用も8か月連続で有効求人倍率が低下する、あるいは解雇・雇止め労働者が増加している、そういう状況でございます。

さらに、最近、新型コロナウイルスは本県においても感染者数が増加し、第2波の到来とも言われておりまして、先行きに対する不安感は非常に高まっております。

このような状況の中で、多くの中小企業・小規模事業者は、国の持続化給付金あるいは雇用調整助成金、各種融資、また、県や市町の支援制度によって何とか事業の継続雇用の維持を図っているというところがございますが、最低賃金の引上げが雇用調整の契機となって最大の課題である雇用の維持が図れなくなるということが非常に懸念される、危惧されるところでございます。

雇用の維持を最優先とすべきという本年度の審議に当たっては、多くの時間を重ね議論を尽くした上で、残念ながら全会一致とはなりませんでしたが、現行どおりと結論が出されたことでありまして、改めての審議は必要ないものと考えております。

以上です。

#### ○会長

ただいま17団体からの意見をいただきました。その上で労使各側のご意見を伺いました。これまで審議の中で慎重に審議を続けてきたところでございますので、これ以上議論を行っても進展が見られないと判断いたします。したがって、先程の審議会の公開、議事録などの閲覧、全国一律最低賃金制度の事項以外の異議申出事項につきましては、棄却することにいたしたいと思っております。い

かがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長

それでは、異議申出については棄却することといたします。  
事務局で答申文案を作成してください。

**【答申文案作成】**

○会長

事務局は、答申文案を配付してください。

**【答申文案を会長へ手交・各委員に配付】**

○会長

ただいまの答申文案でよろしいでしょうか。

(労使各側声なし)

○会長

それでは、答申文作成のため、しばらくお待ちください。  
それでは、局長に答申することといたします。

**【答申文（写）を各委員に配付】**

○会長

次に、議題2の山口県最低賃金専門部会の廃止についてです。  
ただいまをもってその任務を終了いたしましたので、審議会令第6条第7項により廃止すること  
としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長

それでは、以上をもちまして令和2年度山口県最低賃金専門部会を廃止いたします。  
次に、議題3、山口県特定最低賃金専門部会に係る最低賃金審議会令第6条第5項の適用について  
でございます。  
最低賃金審議会令第6条第5項は、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専

門部会の決議をもって、審議会の決議とすることができるとしてはいますが、この適用について審議をお願いいたします。

従来の取扱いは、金額審議において専門部会で全会一致の場合は本審にかけないということでした。特に反対がなければ従来どおりとしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○会長

反対意見がないようですので、鉄鋼、電気、輸送用機械、百貨店、総合スーパーの4業種の専門部会において、金額審議が全会一致の場合は、審議会令第6条第5項を適用することに決定いたします。

全会一致でなかった場合は、改めて審議会を開催いたします。

次に、議題4、山口県特定最低賃金専門部会の廃止手続についてに入ります。

事務局から説明をお願いします。

#### ○賃金室長

山口県特定最低賃金専門部会の廃止手続の議題の趣旨についてご説明いたします。

専門部会は、地域別最低賃金と特定最低賃金のいずれにおきましても、それぞれ専門部会を設置して調査審議を行っていただき、調査審議が終了すれば、審議会令第6条7項のその任務を終了したときは、審議会の議決によりこれを廃止するという規定に基づきまして、廃止に係る決議をもって廃止しております。

先程廃止しました山口県最低賃金専門部会も、この規定に基づきまして、審議会の議決により廃止をしていただいたところでございます。

本来であれば、この廃止の決議は、専門部会がその任務を終了したときとされておりますが、廃止の時期につきましては、専門部会の任務が終了する前であっても、審議会において、あらかじめ、専門部会の任務を終了したときは廃止することの決議を行うことができるというふうにされております。

この任務を終了する時といいますのは、最低賃金の異議申出期間が終了したときとされております。

したがって、異議申出があった場合は当然本審を開催しなければなりません。あらかじめ、この議決を経ていけば、異議申出がなかった場合、改めて審議会を開催しなくても、異議申出期間満了後に専門部会は廃止されることとなります。

これから開催されます4業種の専門部会から特定最低賃金改正に関する答申をいただければ、その日に異議申出の公示を行います。異議申出期間中に異議の申し出がなく、かつ、他に継続審議事項がなかった場合は、それぞれの異議申出期間満了の翌日をもって4業種の各専門部会を廃止するという議決をいただけないものかということで、そのためのご審議をいただきたいと思います。

ちなみに、山口県では例年、審議会の効率的な運営といった観点から、あらかじめ専門部会を廃



止することにつきまして、決議をいただいております。どうぞよろしくお願いをいたします。

○会長

ただいま事務局から説明がありました件について、各側の意見をいただきたいと思えます。意見がありましたらどうぞ。

(労使各側声なし)

○会長

意見がございませんようですので、鉄鋼、電気、輸送、百貨店・総合スーパーの4業種に係る専門部会については、当該専門部会に係る最低賃金改正に関する答申を行った日以降に設定する異議申出期間中に、当該専門部会に係る最低賃金についての異議申出がなく、かつ、他に継続審議事項がなかった場合は、当該異議申出期間満了の翌日をもって当該専門部会を廃止することといたします。

次に、議題5、その他に入ります。

何かありますでしょうか。

事務局から何かありますか。

○賃金室長

各都道府県の最低賃金の改定状況について説明をいたします。

8月21日で全ての都道府県での地域別最低賃金の改定額が答申されたところでございます。

既に本省からプレス発表がされ、各報道機関から発表がなされているところでございますが、1円以上の有額が40県、現行どおりが7都道府県ということでございます。現行どおりは、本県のほか北海道、東京都、静岡県、京都府、大阪府、広島県でございます。

最高額は東京都の1,013円、最低額は792円の沖縄県ほか6県というふうになっております。

次に、特定最低賃金に関する今後の日程です。山口県では例年ですと12月15日から発効されるということになっております。本年も効力発生日を12月15日としました場合、4業種の答申の期日は10月14日、異議申出の期日が10月29日までとなります。

以上でございます。

○会長

ただいまの事務局の説明に対して質問等ございませんか。

(労使各側声なし)

○会長

なければ、これをもちまして、第423回山口地方最低賃金審議会を終了いたします。